

北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議設置要綱

(目的)

第1条 北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり条例第7条の規定に基づき、道、市町村、道民、地域団体等が相互の情報交換や意見交換を通じ、犯罪のない安全で安心な地域づくりについての共通認識と意識の高揚を図り、防犯活動の促進に努め、もって、誰もが安全で安心して暮らし、活動することができる社会の実現を図るため、北海道犯罪のない安全で安心な地域づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の事項について、必要に応じて連絡協議及び総合的な取組みを行う。

- (1) 広報啓発活動の促進に関する事項
- (2) 自主的な防犯活動の促進に関する事項
- (3) 犯罪の防止に配慮した生活環境の整備の促進に関する事項
- (4) 構成団体間の推進活動に関する情報交換及び連携の強化に関する事項
- (5) その他、安全で安心な地域づくりの推進に関する事項

(組織)

第3条 推進会議は、別表1に掲げる機関及び団体で構成する。

(役員)

第4条 推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長には、北海道知事を充てる。
- 3 会長は会務を総括し、推進会議を代表する。
- 4 副会長は、北海道警察本部長、北海道教育委員会教育長、札幌市長、公益財団法人北海道防犯協会連合会理事長及び北海道PTA連合会会長をもって充てる。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集する。

(幹事会)

第5条の2 推進会議の円滑な運営を図るため、幹事会を置く。

- 2 幹事会は幹事により構成され、別表2に掲げる団体等から推薦される者をもって充てる。
- 3 幹事会の所掌事項等については、別に定める。

(専門部会)

第6条 推進会議に、必要に応じ、専門部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会の構成員、協議事項については、別に定める。

(事務局)

第7条 推進会議の事務局は、北海道環境生活部くらし安全局地域安全課、北海道警察本部生活安全部生活安全企画課及び北海道教育庁学校教育局生徒指導・学校安全課をもって構成する。主たる事務は北海道環境生活部くらし安全局地域安全課が行う。

(会長への委任)

第8条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附則

- この要綱は、平成17年7月25日から施行する。
- この要綱は、平成18年2月15日から施行する。
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成19年3月16日から施行する。
- この要綱は、平成19年6月1日から施行する。
- この要綱は、平成20年2月21日から施行する。
- この要綱は、平成21年1月28日から施行する。
- この要綱は、平成22年2月17日から施行する。
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年2月8日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年5月1日から施行する。
- この要綱は、平成25年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成26年2月12日から施行する。
- この要綱は、平成27年2月12日から施行する。
- この要綱は、平成30年2月13日から施行する。
- この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
- この要綱は、令和7年2月3日から施行する。
- この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

<p>(行政) (7) 札幌法務局 北海道 北海道警察本部 北海道教育委員会 札幌市 北海道市長会 北海道町村会</p> <p>(道民・地域団体) (18) 公益財団法人北海道防犯協会連合会 特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルス札幌支部 一般社団法人北海道町内会連合会 一般財団法人北海道老人クラブ連合会 社会福祉法人北海道社会福祉協議会 北海道地方保護司連盟 北海道女性団体連絡協議会 公益財団法人北海道消防協会 一般社団法人北海道警友会 公益社団法人北海道交通安全推進委員会 一般財団法人北海道交通安全協会 一般社団法人北海道安全運転管理者協会 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンター 一般社団法人北海道消費者協会 公益財団法人北海道民生委員児童委員連盟 札幌市民生委員児童委員協議会 公益財団法人北海道地域活動振興協会 公益財団法人北海道暴力追放センター</p> <p>(青少年・教育) (15) 公益財団法人北海道青少年育成協会 北海道少年補導員連絡協議会 北海道小学校長会 北海道中学校長会 北海道高等学校長協会 北海道特別支援学校長会 公益社団法人北海道私立幼稚園協会 北海道私立中学高等学校協会 北海道PTA連合会 札幌市PTA協議会 北海道高等学校PTA連合会 北海道特別支援教育関係PTA連絡協議会</p>	<p>北海道私立幼稚園PTA連合会 北海道保育協議会 北海道児童養護施設協議会</p> <p>(事業者団体) (25) 一般社団法人北海道商工会議所連合会 北海道商工会連合会 一般社団法人札幌銀行協会 一般社団法人北海道信用金庫協会 一般社団法人北海道信用組合協会 北海道商店街振興組合連合会 北海道コンビニエンスストア等防犯連絡協議会 公益社団法人北海道観光機構 北海道旅客鉄道株式会社 北海道自動車盗難等防止協議会 北海道自転車軽自動車商業協同組合 一般社団法人北海道警備業協会 日本郵便株式会社北海道支社 北海道電力株式会社 東日本電信電話株式会社北海道事業部 一般社団法人北海道指定自動車教習所協会 一般社団法人全国霊柩自動車協会北海道霊柩自動車協会 一般社団法人北海道バス協会 公益社団法人北海道トラック協会 北海道万引防止ウイーブネットワーク 一般社団法人北海道ハイヤー協会 一般社団法人日本ガス協会北海道部会 一般社団法人北海道エルピーガス協会 一般社団法人日本コミュニティーガス協会北海道支部 一般社団法人北海道燃料団体連合会</p> <p>(建設・まちづくり) (5) 一般社団法人北海道建設業協会 一般社団法人北海道建築士会 特定非営利活動法人日本都市計画家協会北海道支部 公益社団法人北海道宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会北海道本部</p>
---	---

団 体 等	
幹 事	<p>(行政) (4) 北海道</p> <p>北海道警察本部</p> <p>北海道教育委員会</p> <p>札幌市</p> <p>(道民・地域団体) (3) 公益財団法人北海道防犯協会連合会</p> <p>一般社団法人北海道町内会連合会</p> <p>一般財団法人北海道老人クラブ連合会</p> <p>(青少年・教育) (5) 公益財団法人北海道青少年育成協会</p> <p>北海道小学校長会</p> <p>北海道中学校長会</p> <p>北海道PTA連合会</p> <p>札幌市PTA協議会</p> <p>(事業者団体) (2) 北海道商店街振興組合連合会</p> <p>一般社団法人北海道警備業協会</p> <p>(建設・まちづくり) (2) 一般社団法人北海道建設業協会</p> <p>特定非営利活動法人日本都市計画家協会 北海道支部</p>